



飼養衛生管理基準のポイント 第9号

令和3年6月16日

～ I-8 埋却等の準備 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「8 埋却等の準備」についてです。

(基準本文)

8 法第21条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（150日齢以上）100羽あたり0.7㎡を標準とする）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。



余分な土地はないから、行政でなんとかして貰えないのかなあ...

県や市町村も予備としての公有地を確保する取組はしているんじやが、まずは、「所有者が責任をもって考える必要がある」ということを理解してほしいんじや。

必要な面積はもちろんじやが、発生後72時間以内の埋却が原則になっているから、土地の状態も重要じや。
次の条件をクリアするように準備をすすめてほしいんじや。

- ① 樹木の伐採や伐根が必要ないこと
- ② 重機が入れる侵入路があること
- ③ 土地の所有者の了解が得られていること
- ④ 万が一使えなかった場合の代替案も考えておくこと

遊ばせておく土地を購入する余裕はないし、あっても土地の状態を維持するのが難しいなあ...

確保した土地を牧草地として貸したり、飼料米を作付けして管理しているところもあるみたいじやよ。他に有効活用しながら管理している例があれば、わしにも教えてくれんかな。

オット。普段は埋めるのは法律違反じゃぞ！



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

